

飯田市議会先例集

2025（令和7）年4月3日開催の
議会運営委員会において追加補足事項を確認済

目 次

章	節	頁
第 1 章 総則	第 1 節 会期等の呼称	1
	第 2 節 議会の招集及び参集	1
	第 3 節 定例会及び臨時会	1
	第 4 節 議席	2
	第 5 節 会期決定及び延長	2
	第 6 節 議場における演台等の配置	2
	第 7 節 議員の旧姓及び通称の使用	3
第 2 章 議案及び動議		3
第 3 章 議事日程		4
第 4 章 選挙	第 1 節 議長、副議長の選挙	6
	第 2 節 仮議長の選任	6
	第 3 節 その他の選挙	7
第 5 章 議事	第 1 節 議事	7
	第 2 節 除斥	8
	第 3 節 説明員の本会議への出席	8
第 6 章 発言	第 1 節 発言	9
	第 2 節 質疑	10
	第 3 節 討論	10
第 7 章 質問	第 1 節 一般質問	11
	第 2 節 代表質問	14
	第 3 節 関連質問	16
	第 4 節 緊急質問	17
第 8 章 表決		17
第 9 章 会議録		18
第 10 章 委員会等	第 1 節 通則	19
	第 2 節 常任委員会	19
	第 3 節 特別委員会	22
	第 4 節 議会運営委員会	23
	第 5 節 委員会（長）報告	23
	第 6 節 全員協議会	24
	第 7 節 政策討論会	25
	第 8 節 その他	26

第 11 章 請願及び陳情	第 1 節 請願	29
	第 2 節 陳情	33
第 12 章 代表者会		33
第 13 章 挨拶	第 1 節 施政所信表明	34
	第 2 節 市長、副市長等の挨拶	34
	第 3 節 正副議長及び議員の挨拶	34
第 14 章 慶弔		35
第 15 章 議会だより	第 1 節 発行	35
	第 2 節 用字、段組等	36
	第 3 節 記事の取扱い	36
第 16 章 議会ホームページ		37
第 17 章 本会議等のテレビジョン 放送及びインターネット配信	第 1 節 本会議	37
	第 2 節 委員会	38
第 18 章 議員報酬、費用弁償 その他の給付	第 1 節 報酬及び期末手当	38
	第 2 節 費用弁償	38
	第 3 節 現物給付（食事、茶菓子等）	39
	第 4 節 新議員への給付及び貸与	39
	第 5 節 その他の給付	39
第 19 章 議員の研修及び調査		39
第 20 章 議会の出前講座		40
第 21 章 議員の政治倫理		40
第 22 章 議会の災害対策		40

第1章 総則

第1節 会期等の呼称

- (1) 市議会の会期等の呼称は、「（元号）○年飯田市議会第○回定例会（又は臨時会）」とする。

（注） 昭和40年までは「昭和○年度飯田市議会○月定例会（又は臨時会）」と称した。

- (2) 定例会及び臨時会の回数は、それぞれ別に数える。
- (3) 定例会及び臨時会の回数は、年の最初に召集された会議を第1回とし、順次回数を追って数える。

（平成31年2月19日議会運営委員会決定）

- ・平成から令和に改元となった例：平成31年飯田市議会第1回定例会（3月）、令和元年飯田市議会第1回臨時会（5月）、令和元年飯田市議会第2回定例会（6月）

第2節 議会の招集及び参集

第1 議会の招集

- (1) 会議の招集は、告示の写しを添え、議長が文書をもって通知するのを例とする。
- (2) 一般選挙後の最初の会議の招集は、議会事務局長名をもって通知するのを例とする。
- (3) 一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長が議員定数の半数以上が出席していることを告げ、臨時議長となる年長議員を紹介し、臨時議長が開議を宣告する。

第2 参集

- (1) 議員が参集した旨の通告は、議会事務局入口に掲示してある氏名標を赤文字から白文字に反転することにより行う。
- (2) 議員から欠席又は遅刻の届出があったときは、議長は、会議に報告するのを例とする。
- (3) 飯田市議会会議規則第2条及び第84条に規定する、本会議及び委員会の欠席事由について申し合わせる。

（令和5年11月17日議会運営委員会決定 別途掲載）

第3節 定例会及び臨時会

- (1) 定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集するのを例とする。
- (2) 南信州広域連合の現況報告は、全員協議会において行う。
- (3) 地方自治法第243条の3第2項に規定する法人以外の法人で飯田市が出資するものに係る経営状況の報告は、第2回定例会の各常任委員会協議会で行う。

（63・2定 6.2 議会運営委員会）

- ・新型コロナの影響で第2回に報告できず、第3回で報告した例（R2・3定 社会文教委員会協議会 社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 令和元年度事業報告について（福祉課））

第4節 議席

第1 席次

- (1) 一般選挙後の最初の会議における議席の指定は、あらかじめ各派代表者会において内定したところに基づき、議長が指定するのを例とする。
- (2) 議席は、議員の所属会派ごとにまとめて、議員別に指定するのを例とする。
 - ・飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画に基づき、議席の一部を変更した例（R2・1臨、R2・2定、ほか）

第2 服装等

- (1) 地球温暖化防止へ寄与するため、各議員の判断により、本会議及び委員会において上着を脱ぎ、又はネクタイをはずすことができる。この場合において着用するシャツは、常識・良識の範囲内のものとし、華美にならないようにする。

（平成17年6月14日議会運営委員会決定）
- (2) 本会議におけるクールビズの対応は「ノー上着・ノーネクタイ」とし、実施に当たっては、ケーブルテレビ中継の際にテロップを流して周知する。

（平成18年5月12日議会運営委員会決定）

 - ・議長が会派代表者会に諮り、5月1日からクールビズ対応とした例：R1、R2（R2年5月の臨時会はネクタイを着用）
- (3) 本会議場における履物は、すべて革靴又は革靴相当のものとする。ただし、自席に着席中は、自席にスリッパを備え、これを着用することができる。

（平成18年5月26日議会運営委員会決定）

第5節 会期の決定及び延長

- (1) 会期は、あらかじめ議会運営委員会で協議し、招集日の会議の冒頭、議長が報告して決定するのを例とする。
- (2) 会期は「（○月）○日から（○月）○日までの○日間」と定めるのを例とする。
- (3) 会期の延長は、会議の最終日に議決するのを例とする。
- (4) 飯田市議会会議規則第10条第3項の規定により、休会の日に会議を開催した例。
 - ・令和3年4回定例会 令和3年11月30日

第6節 議場における演台等の配置

- (1) 執行機関側前列中央に演台を、議員側議席前列中央に質問席（以下、質問台という。）を置く。

（平成27年5月1日議会運営委員会決定）
- (2) 会議において代表質問又は一般質問を行う日以外（開会日及び閉会日）は、質問台を議長席前に設置し、議長席前演台とする。

（平成27年5月1日議会運営委員会決定）

第7節 議員の旧姓及び通称の使用

- (1) 議会において使用する氏名として通称等を使用することについて、「飯田市議会議員の通称等の使用に関する規程」を定める。通称等を使用しようとする議員は、通称等使用届出書を議長に届け出る。

(令和7年4月3日議会運営委員会決定)

第2章 議案及び動議

- (1) 議会に提出される議案の取扱いについては、あらかじめ議会運営委員会で協議するのを例とする。
- (2) 市長から提出されるべき議案の写しは、市長が作製（印刷）するのを例とする。
- (3) 議員から提出されるべき議案、修正案、意見書案、決議案等は、議会事務局がその写しを作製（印刷）し、全議員及び執行機関側に配布するのを例とする。
- (4) 議案に対し修正動議による修正案を提出する場合は、採決する本会議の2日前（飯田市の休日を定める条例に定める休日を含まない。以下、同様な日数要件の先例について同じ。）までに、書面をもって事務局へ提出することとする。また、提出のあった修正動議に関する情報については、提出期限後、直ちに全議員及び執行機関側に対し、ファクス等で伝えることとする。
- (5) 提出期限前の修正動議提出の有無については、予め事務局へ受付状況等を確認できるものとする。

(平成24年3月19日議会運営委員会決定)

- (6) 執行部提出議案に対する修正動議及び議員提出意見書案の提出の例

- ・平成23年議案第10号飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）に対する修正動議
(H24. 3. 22)
- ・平成24年議会議案第3号浜岡原子力発電所の永久停止、廃炉を求める意見書（案）の提出
(H24. 9. 26)
- ・平成26年議案第85号平成26年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案に対する修正動議
(H26. 6. 20)
- ・令和元年発委第7号新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）の提出
(R1. 12. 18)
- ・ほか、例多数あり。

- (7) 議案の写しその他の関係書類は、招集日のおおむね1週間前に、議員へ配付するのを例とする。
- (8) 議案が提出された日は、当該議案が会議に上程された日とするのを例とする。
- (9) 議員及び委員会提出議案（条例、会議規則、意見書、決議等）は、暦年ごとにそれぞれ「発議第〇号」、「発委第〇号」と一連番号を付けることを例とする。

(一部改正：令和元年5月7日議会運営委員会決定)

- (10) 議員提出議案の様式、用字等の整理は、議長が行う。
- (11) 人事案件は、事前に、執行機関側から代表者会において十分な説明を受けるのを例とする。
- (12) 財産区関連の人事案件については、討論や異議がない限り、一括議題とするのを例とする。
(平成15年9月10日議会運営委員会決定)
- (13) 定住自立圏形成協定に関する議案の審議については、提案説明後、委員会付託を省略し、直ちに採決するのを例とする。
・ H27.1定、H29.1定、R03.1定例ほか
- (14) 議員による条例案提出の例
- ・ 飯田市自治基本条例（平成18年議会議案第7号 H18.9.21上程）
 - ・ 飯田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成18年議会議案第8号 H18.9.21上程）
 - ・ 飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年議会議案第2号 H27.3.20上程）
 - ・ 飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例（平成28年議会議案第2号 H28.9.26上程）
 - ・ 飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（令和元年発委第1号 R01.5.14上程）
 - ・ 飯田市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（令和2年発委第1号 R02.6.22上程）
 - ・ 飯田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について（令和2年発委第5号 R02.12.18上程）
- (15) タブレット端末及びペーパーレス会議システムの運用により、議員への議案書等の送付については、印刷物から電子データへ切り替えた。（令和3年第1回定例会から現在）

第3章 議事日程

- (1) 改選後の初議会の日程例
- ・ 会議成立宣言
 - ・ 仮議席の指定
 - ・ 議長選挙
 - ・ 副議長選挙
 - ・ 議席の指定
 - ・ 会期の決定
 - ・ 議案説明者出席要請報告
 - ・ 会議録署名議員指名
 - ・ 市長挨拶
- （・ 報告又は議案審議）
- （日程追加）
- ・ 監査委員の選任
 - ・ 常任委員及び議会運営委員の選任
 - ・ 特別委員会の設置
 - ・ 特別委員の選任
 - ・ 南信州広域連合議会議員の選挙
 - ・ 閉会中の継続審査の申出
- (2) 役員改選時（2年ごと）の議会の日程例
- ・ 会議成立宣言

- ・会期の決定
- ・議案説明者出席要請報告
- ・会議録署名議員指名
- ・市長挨拶
- (・報告又は議案審議)
- ・議長辞職許可（日程追加）
- ・議長選挙（日程追加）
- ・副議長辞職許可（日程追加）
- ・副議長選挙（日程追加）
- ・常任委員及び議会運営委員の選任
- ・特別委員の選任
- ・南信州広域連合議会議員の選挙（日程追加）
- ・監査委員の選任（日程追加）
- ・閉会中の継続審査の申出（日程追加）

(3) 通常の議会の日程例

- ・会議成立宣言
- ・会期の決定
- ・議案説明者出席要請報告
- ・会議録署名議員指名
- ・市長挨拶
- ・監査報告
- ・報告又は議案説明
- ・請願、陳情上程
- ・一般質問
- ・議案審議（委員会付託）
- ・委員会報告
- ・議案審議（各付託議案・追加議案）
- ・閉会中の継続調査の報告
- ・閉会中の継続調査の申出

(4) 議事日程は、会議の当日、議席に配布するのを例とする。

(5) 令和5年10月10日付けで議長から議会運営委員長へ諮問があった議会日程の最適化について、同年12月20日付けで議会運営委員長から議長に対して行った答申に基づき、次のとおり申し合わせる。

議会日程の最適化に向け、令和6年度以降の議会日程を次のとおり見直す。

- ア 定例会開会日後の一般質問の受付、聞き取り及び市長への通告については、開会日前に移行させ、必要に応じて告示日より前に自律的な議会運営委員会を開催する。
- イ 第1回及び第3回定例会で実施している一般質問前の委員会開催については、議案審査に向けた準備の期間を確保するため、一般質問後に委員会を開催する日程に改める。
- ウ 一般質問後に開催される委員会活動の時間を十分確保するため、一般質問の実施時期について配慮する。
- エ 全議案に向き合う環境づくりを進め、各常任委員会における議案審査に向けた準備の期間を十分に確保するため、これまで開会日の本会議において行っていた議案質疑と

議案の付託時期については、一般質問の終了後（時）とする。

オ 予算及び決算の審査並びに審議の充実を図るため、第1回及び第3回定例会の会期については、他の定例会より長く確保できるよう執行機関側と調整を行う。

カ 上記の議会日程の最適化については、令和6年4月1日から実施するが、新たな課題が生じた場合は、見直しを含め検討する。

（令和5年12月20日議会運営委員会決定）

(6) 前(5)による議会日程の見直しを令和6年度に試行的に実施し、各定例会後の議会運営委員会において検証を行った。これを踏まえ、次のとおり申し合わせる。

ア 一般質問・代表質問の受付は告示日の翌日とし、その翌日を締切とする。

イ 告示日の午後に政策会議を開催し、議案に対する執行機関の説明を受ける。

ウ 告示日の午後に開催する政策会議終了後から定例会開会日前日までの間は、特に議案と向き合う期間とし、議員による議案の精読、会派による議案の課題・論点抽出会議、各常任委員会の正副委員長と担当事務局職員による議案の課題・論点抽出会議を開催する。

エ 定例会開会日に、総務、社会文教、産業建設の各常任委員会による議案の課題・論点を抽出する委員会協議会勉強会を開催する。

オ 定例会開会日の2日後（市の休日を除く）に政策会議を開催し、議案の課題・論点抽出について、会派及び委員会での検討状況を確認するとともに、必要に応じて予算決算委員会全体会及び本会議において質疑する内容を確認する。

カ 開会日から一般質問までの間を6日間確保することを基本とする。

キ 定例会開会前の全員協議会は、定例会開会日の前日を基本とする。

ク 各年度の議会日程は、議会運営委員会で決定する。

（令和7年4月3日議会運営委員会決定）

第4章 選挙

第1節 議長、副議長の選挙

(1) 議長及び副議長の任期は、2年とすることを申し合わせる。

(2) 開票立会人には、それぞれ所属会派の異なる議員を指名するのを例とする。

(3) 議長又は副議長に当選した議員は、登壇して挨拶（当選承諾の意思表示）するのを例とする。

(4) 正副議長の選出方法として、21年度より立候補制を導入する。その具体的な運用内容は、議長と相談の上、代表者会等で議論を深める。

（平成19年8月17日議会運営委員会決定）

（運用方法：平成21年2月4日議会運営委員会決定、別途掲載）

第2節 仮議長の選任

(1) 地方自治法第106条第3項の規定により仮議長を選任した例

・議長は健康を害し、副議長入院中につき、議会議案第10号「仮議長の選任を議長に委任することについ

て」が提出され、可決された。議長は総務部委員長を仮議長に選任した。（S45・4定 12.7 P.59）

- ・議長が負傷して自宅で加療中につき、会期中出席不可能なため、副議長は、仮議長の選任を議長に委任することを諮り、先例により総務部委員長を指名選任した。（S46・4定 12.6 P.14）
 - ・副議長が入院加療中のため仮議長を選任、議長の欠けた場合に備えた。なお、仮議長は先例によって総務文教委員長を選任した。（S63・3定 8.31 P.8）
 - ・飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画における仮議長の扱いについて協議。コロナ禍では、正副議長が同時に欠席となることがあり得ることから、現在の議長任期においては、あらかじめ議会運営委員長を仮議長の第1候補とすることを確認した。（R3.1.8 議会運営委員会 決定）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する議会对応として、仮議長選任の委任について、議長及び副議長が共に本会議に出席できないときを想定し、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任し予め決定することとし、第3回定例会の開会日の議事で扱った例。（令和3年定3／令和3年8月24日議会運営委員会決定）

第3節 その他の選挙

- (1) 選挙管理委員及びその補充員の選挙の方法は、議長において指名推選するのを例とする。
- (2) 南信州広域連合議会議員の選挙の方法は、議長において指名推選するのを例とする。
- (3) 指名推選の方法によることの発議、指名の方法の提案及び被選挙人の指名は、議長が行うのを例とする。
- (4) 選挙管理委員及びその補充員の選挙における当選人には、当選告知書を送付し、かつ、承諾書の提出を求めるのを例とする。
- (5) 市議会議員が当選人となる議長、副議長又は広域連合議会の議員の選挙にあつては、当該当選人に当選告知書の送付を行わず、かつ、承諾書の提出を求めないのを例とする。
（農業委員会委員の推薦を削除し、番号を繰り上げ：平成29年5月23日議会運営委員会決定）

第5章 議事

第1節 議事

- (1) 本会議へ上程された議案は、飯田市議会会議規則第21条又は第35条に規定する場合のほか、議案番号順に説明を求めるのを例とする。
- (2) 委員会へ付託しない議案は、委員会付託議案に先んじて審議するのを例とする。
- (3) 請願及び陳情は、会期中で、常任委員会が開かれる日の直前の会議又は最終日の本会議へ上程し、各常任委員会へ付託するのを例とする。
- (4) 閉会中の継続審査の議決をした請願及び陳情のうち、委員会で採択若しくは不採択と決定し、又は取り下げられたものについてのみ、次の定例会の招集日に報告するのを例とする。
- (5) 会期中に議決した予算の執行方法等について、最終日に議会議案により決議案を提案し可決した例（H19・1 3.23 P.462）
- (6) 人事案件、意見書案、決議案は、本会議で直ちに議決するのを例とする。
- (7) 本会議において議案に対する質疑通告の際、「通告は、議会事務局において受け付けます。通告はございますか」と諮るのを例とする。（H25・1定3.8 p371から）
- (8) 報告案件について、説明者が同一の場合、一括議題とし説明及び質疑を行うことを例と

する。（平成27年5月26日議会運営委員会から）

- (9) 第1回定例会、及び第3回定例会においては、一般質問より委員会審査を先に行うことを、令和4年より本運用とする。

（令和3年11月17日議会運営委員会決定）

- (10) 第1回及び第3回定例会で実施している一般質問前の委員会開催については、議案審査に向けた準備の期間を確保するため、一般質問後に委員会を開催する日程に改める。

（令和5年12月20日議会運営委員会決定）

- (11) 契約に係る議会未提出案件に関し、以下の議事手続を経て、職員の不適切な事務処理等と合わせて令和4年6月24日付けで市長に対して申し入れを行った。

- ア 告示日の議会運営委員会において、市長への申出書提出を確認
- イ 産業建設委員会での委員間自由討議を実施
- ウ 議会運営委員会の正副委員長と産業建設委員会の正副委員長で、申出書の案を作成
- エ 議会運営委員会の正副委員長と正副議長が、申出書の案を確認
- オ 代表者会において、各会派から申出書の案についての意見の吸い上げを実施
- カ 閉会日の議会運営委員会において、申出書の案を確認し決定
- キ 全員協議会において、申出書を全議員で共有
- ク 正副議長と議会運営委員会正副委員長が市長に対して申し入れを実施

第2節 除斥

- (1) 市議会議員から提出された請願及び陳情の審議において除斥をした例

- ・竜西土地改良区飯田市地区代表関島彦四郎氏からの42陳第60号（S43・1定 3.22 P.9）
- ・飯田市連合猟友会長西尾仁一氏からの44陳第29号（S44・4定 12.3 P.39、12.19 P.12）
- ・飯田市手をつなぐ親の会会長松下茂氏からの45陳第20号（S46・1定 3.12 P.4）
- ・飯田市養蚕振興協議会長鳴海衛氏からの47陳第41号（S48・1定 3.3 P.21）
- ・同上 52陳第37号（S52・1定 3.19 P.9）
- ・下伊那地区労働組合評議会議長森本藤登氏からの55請第1号（S55・4定 12.19 P.3）
- ・塩沢昭、實原裕、中田修、原広男、各氏からの57請第4号（S57・4定 12.21 P.8）
- ・松尾地区泰阜ダム撤去同盟会長 塩沢昭氏からの58陳第19号（S58・4定 12.26 P.8）

- (2) 議案の審議、審査において除斥をした例

- ・議案第69号（損害賠償の額を定めることについて）、議案第70号（令和6年度飯田市一般会計補正予算（第2号）案）（R6・2定 6.10 6.19 6.21）

第3節 説明員の本会議への出席

- (1) 一般選挙後の最初の会議における市長等への出席要請は、事務局長名をもって行うのを例とする。

- (2) 会議に出席する説明員等の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ・市長、副市長、教育長、部長及び部長相当の職にある者、会計管理者、企画課長、秘書課長、総務文書課長、財政課長及び人事課長

（役職名に関する改正：令和5年5月17日議会運営委員会決定）

（役職名に関する改正：平成21年1月14日議会運営委員会決定）

（一部改正：令和元年5月29日議会運営委員会決定）

- ・ 行政機関の長、関係課長は必要に応じて出席する。
- ・ 飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画の策定により、発生段階区分に応じて出席する課長を定めた。

(令和2年4月28日議会運営委員会決定、随時更新)

- (3) 新型コロナウイルス感染警戒レベルが5（長野県発令、特別警報）以上となった場合の本会議等の対策として、執行機関側の出席については、総務部長、総合政策部長、市長公室長は原則出席とし、その他の部長は所管する議題、ないしは一般質問の質問項目に応じて入れ替わることとした例。（令和3年定3／令和3年8月24日議会運営委員会決定）

第6章 発言

第1節 発言

- (1) 一般質問における議員の発言に対して訂正等を求める場合は、書面をもって議長に行うのを例とする。

(平成6年12月19日議会運営委員会決定)

- ・ 発言の取消しの扱いについて、申し出の際には発言の取り消し箇所がわかるように、議長に対して「発言取消し申出書」を提出するとともに、議会運営委員会でその取り扱いを決定し、本会議において諮ることとする。

(令和3年定2／令和3年6月28日議会運営委員会決定)

- (2) 執行機関側と討議し、又は説明をする際における資料の取扱いについては、当面現行どおりとする。

※「資料」の明確な申し合わせはないが、先例からは刊行物である。また、「当面現行どおり」とは、事前に議長の許可を得ることを例とするものである。

(平成19年8月17日議会運営委員会決定)

(一部改正：平成28年2月16日議会運営委員会決定)

- ・ 議長の許可を得て、一般質問において資料を掲示した例

森本美保子議員（H24・2定 p325 写真）、

村松まり子議員（H30・1定 ハンドブック）

木下容子議員（H30・3定 ファースト・ミッション・ボックス）

山崎昌伸議員（H30・2定 リーフレット、H31・1定 パンフレット、R01・2定 雑誌）

永井一英議員（R02・1定 マップ）

木下克志議員（R03・1定 お茶ペットボトル）ほか、例あり。

- (3) 執行機関側の答弁者は、委員会代表質問、会派代表質問、一般質問、関連質問及び議案に関する質疑（以下「質問等」という。）に対する答弁をよりの確に行うことができるよう、質問等を行う者に対して、「再確認」及び「聞き直す」ことができる。なお、「再確認」及び「聞き直し」は、質問時間に含めるものとする。

(平成26年8月19日議会運営委員会決定)

- (4) 代表質問又は一般質問におけるパネル使用については、飯田市議会パネル取扱要綱を定

め、平成28年2月16日から施行する。

(平成28年2月16日議会運営委員会決定 運用方法：別途掲載)

・一般質問においてパネルを掲示した例

湯澤啓次議員（H28・3定、H29・1定）、原和世議員（H30・1定、H30・3定）、福沢清議員（H31・1定）

岡田倫英議員（R01・3定、R01・4定、R02・1定、R03・1定）、福澤克憲議員（R02・1定）ほか事例多数

- (5) 一般質問の答弁に際して資料を用いることについては、今回に限って、議長へ申し出て、議長の承認を受けたうえで行うこととした例。

(令和3年定3／令和3年9月14日議会運営委員会決定)

第2節 質疑

- (1) 質疑及びこれに対する答弁は、市長は執行機関側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁は、自席で行うのを例とする。

(平成27年5月1日議会運営委員会決定)

- (2) 全員協議会における一の議員の発言回数は、本会議に準じて3回までとする。なお、特別委員会については、発言回数を制限しない。

(平成7年3月15日議会運営委員会決定)

- (3) 告示日において告示された議案に対する質疑通告は、発言通告書の提出をもって行う。

通告の時期は次のとおりとし、令和6年第2回定例会から適用する。

ア 報告案件及び人事案件の議案に対する通告 開会日の2日前まで

イ 条例案件、一般案件及び予算案件の議案に対する通告 開会日の2日後まで

(平成28年12月20日議会運営委員会決定)

(令和6年2月20日議会運営委員会決定)

- (4) 監査報告に対する質疑通告は、発言通告書の提出をもって行い、通告の時期は開会日の2日前までとする。平成29年第1回定例会から適用する。

(平成28年12月20日議会運営委員会決定)

第3節 討論

- (1) 討論は、議長席前演台にて行うのを例とする。

・昭和54年第1回定例会から、登壇して行うこととした。

(昭和54年3月22日議会運営委員会決定)

(一部改正：平成27年5月1日議会運営委員会決定)

- (2) 本会議で、議案、請願及び陳情を審議する際に、委員会の報告に対し、事前に、反対討論の通告又は反対の意思表示があったものについては、それぞれ1件ずつ採決する。なお、反対討論の通告又は反対の意思表示は、採決する本会議の2日前までに、書面をもって事務局へ提出することとする。

(平成6年2月9日議会運営委員会決定)

(書面通告に関する改正：平成20年8月12日議会運営委員会決定)

- (3) 提出期限前の討論の通告の有無については、予め事務局へ受付状況等を確認できるものとする。

(平成24年3月19日議会運営委員会決定)

- (4) 討論の通告に関する情報等については、採決する本会議の2日前の提出期限後、直ちに全議員及び執行機関側に対し、ファクス等で伝えることとする。

(平成24年3月19日議会運営委員会決定)

- (5) 専決処分に係る報告及び人事案件に対する反対の討論の通告は、開会日の2日前までに、書面をもって事務局へ提出することとする。

(平成23年5月24日議会運営委員会決定)

第7章 質問

第1節 一般質問

- (1) 一般質問の受付は告示日の翌日とし、その翌日を締め切りとするのを例とする。

(令和7年4月3日議会運営委員会決定)

- (2) 一般質問における挨拶及び質問は、質問台で行うことを例とする。

(平成21年6月9日議会運営委員会決定)

(一部改正：平成27年5月1日議会運営委員会決定)

- (3) 市長は執行機関側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

(平成21年6月9日議会運営委員会決定)

(一部改正：平成27年5月1日議会運営委員会決定)

- (4) 一般質問（代表質問）の際、執行機関側中央の演台及び質問台に水差しを置くのを例とする。

(平成14年11月6日議会運営委員会決定)

(一部改正：平成27年5月1日議会運営委員会決定)

- (5) 一般質問の質問順序は、通告順によるのを例とする。

・昭和44年第2回定例会から実施する。(44・2定 6.10 P.6)

- (6) 一般質問の通告の受付開始（初日の午前8時30分）前に、2人以上の議員が待機している場合は、正副議長及び議運委員長の下に、抽せんで質問順位を決定するものとする。

※待機者の協議により決定できない場合の申し合わせ (昭和61年11月8日議会運営委員会決定)

・抽せんにより質問順位を決定した例 (H28・1定 2.23) **ほか、例あり。**

- (7) 一般質問の順序の交替は、議会運営委員会の了解を得るのを例とする。

- (8) 通告した一般質問を放棄する場合は、その可否について議会運営委員会で協議するのを例とする。

・R2・4定 12.9 議員から欠席の届及び一般質問の取りやめの申し出があり、議会運営委員会で協議した了解を得た。本会議で、一般質問の前に議運委員長から報告。質問時間の30分は休憩とした。

・R3・1定 3.10 議員から欠席の届及び一般質問の取りやめの申し出があり、議会運営委員会で協議した了解を得た。本会議で、一般質問の前に議運委員長から報告。最後の質問者であったため、休憩を取らずに直ちに次の日程である議案審議を行った。

(平成16年6月24日議会運営委員会決定)

(9) 一般質問において、議会の同意を得て、通告していない事項について質問した例

・ S議員 (S54・4定 12.12 P.77)

(10) 通告した質問の一部を取りやめた例

・ 丸山治郎議員 (S39・3定 9.18 P.15)	・ 前島成光議員 (S45・4定 12.11 P.78)
・ 前島成光議員 (S50・3定 9.17 P.64)	・ 川手 守議員 (S50・4定 12.15 P.43)
・ 伊原悦雄議員 (S52・2定 6.14 P.53)	・ 片桐 勲議員 (S53・4定 12.11 P.64)
・ 竹村仁實議員 (S54・1定 3.13 P.69)	・ 竹村仁實議員 (S54・3定 9.5 P.19)
・ 斎藤為良議員 (S54・4定 12.12 P.77)	・ 茂木立好則議員 (S54・4定 12.13 P.70)
・ 茂木立好則議員 (S55・3定 9.9 P.84)	・ 松下 茂議員 (S57・1定 3.10 P.59)

(11) 一般質問において監査委員に質問した例

・ N議員 (S45・4定 12.11 P.58)	・ I議員 (H元・3定 9.13 P.50)
・ H議員 (H20・4定 12.8 P.321)	・ S議員 (H21・2定 6.9 P.137)
・ H議員 (H22・2定 6.11 P.325)	

(12) 一般質問における質問内容は、原則として、同一会派に属する議員間では重複しないよう、会派内で調整するのを例とする

(平成9年1月22日の議会運営委員会において「原則として」を追加する旨を決定)

(13) 一般質問は一問一答方式によるものとする。

(一部改正：令和元年12月18日議会運営委員会決定)

ア 質問方法

質問は質問台にて行うものとする。通告した質問項目ごとに区切って質問し、その都度、執行機関側の答弁を受ける。質問は、内容の重複及び通告内容から逸脱なく行い、質問回数は制限しない。

(一部改正：令和元年12月18日議会運営委員会決定)

イ 質問時間

一の議員が一般質問を行うことができる時間は、質問時間と答弁時間を合計して60分以内とする。

ウ 質問内容等

- (ア) 同一の内容の質問が重なって行われた場合は、執行機関側は、答弁の重複を避けるため、2回目の以降のものには答弁しないことができる。
- (イ) 答弁において数値を求める質問をする場合は、その旨を事前に通告する。
- (ロ) 質問通告は、項目ごとに要旨を明確にして行う。
- (エ) 原則として、本会議の議案に関する事項は質問しない。
- (オ) 質問は簡潔にわかりやすく行い、質問内容は市が所管する事務の範囲で行う。
- (カ) 再質問は、最初に要望か質問かを明確に示して行う。
- (キ) 再質問は、既に行われた答弁に対して疑義がある場合にのみ行い、通告以外の事項や、新たな事項に対して行わない。
- (ク) 答弁に対し、同一趣旨の再質問は行わない。
- (ケ) 議員が項目ごとの再質問を終える際にはその旨を述べることとし、答弁者が当該再質問に対して答弁を終える際にもその旨を述べる。

(コ) 質問に対する答弁に執行機関側が時間を要する場合は、議長に申し出て許可を得なければならない。この場合において議長は、質問者にその旨を説明し、所要の時間を取る。

(ク) 質問者は、答弁者を指名することができる。

(平成17年8月24日議会運営委員会決定)

(シ) 質問者は、所属する委員会の所管事務に関係なく質問することができる。

(平成21年5月25日議会運営委員会決定)

(14) 一般質問における一問一答方式を、平成17年第4回定例会から、正式に採用する。

(平成17年10月3日議会運営委員会決定)

(15) 一般質問は、次のとおり運用する。

ア 各会派（無会派議員を含む）への割当て時間は、会派所属人数（議長を除く）×40分とする。

イ 1議員当たりの質問時間は60分を上限とする。

ウ 実施時期は平成21年第2回定例会からとする。

エ 定数の変動又は改選による会派構成の変更が生じた場合も、この時間按分方式の基本的考え方は継続する。（詳細については、変更の都度調整する。）

オ 時間管理は通告式とし、告示議運に、各会派質問者と質問時間を報告する。

ただし、議員数及び議会日程の兼ね合いにより、一般質問の総時間を最大14時間（840分）とするため、これを超える場合は、所属人数の多い会派から調整するものとする。

カ 通告受付順とするため、昼食をはさんでの質問となる場合もある。

(平成21年5月14日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年12月18日議会運営委員会決定)

(16) 一般質問は2日間の開催とし、開始時間については9時開会もあるという含みをもって、その都度告示議運で決定していく。

(平成21年5月14日議会運営委員会決定)

(17) いわゆる告示議運以降、市長への一般質問通告までの間に、議長に対して一般質問通告の取り下げの申し出があった場合について、以下のとおりとする。

ア 議長が、代表者会に諮ることなく、一般質問通告の取り下げを認める。

イ 中日議運において、経過（告示議運では通告の申し出があったが、その後一般質問通告の取り下げがあったこと、それにより、一般質問の日程を組み立てたこと）を事務局から説明し、日程を確認する。

ウ 市長へ一般質問通告後は、取り下げ等の場合、議会運営委員会で協議する。（先例による）

エ 一般質問通告の取り下げは、議長宛、書面でもって提出する。

オ 一般質問における質問者の順序は通告順とするが、既に議長への通告がなされている場合、取り下げた者があったときは、次の者を繰り上げる。

(平成27年9月9日議会運営委員会決定)

(18) 新型コロナウイルス感染警戒レベル5（長野県発令、特別警報）における一般質問の議会運営について、以下の事項に取り組んだ例。①一般質問1日目の開会時には、議員

- 全員が出席（自席に着席）し、会議成立宣言後、一般質問に入る前に休憩を取って、議場議員数の半減に協力する議員は、第1委員会室へ移動した。第2日目も同様の措置。
- ②一般質問の2日間において、議会運営・議事進行の確認のため、議会運営正副委員長、または、正副のうちいずれかが議場に着席することを原則とした。時間等は正副議運委員長の間で調整。③一般質問者の質問が終了するごとに休憩（5～10分程度）を取り、換気・消毒作業を事務局が実施。議場議員数の半減に協力の議員の入退室は休憩時間中に行う。④議場議員数の半減に協力の議員は、一般質問両日ともに第1委員会室においてケーブルテレビの視聴又はiPadを活用しYouTubeによる中継を視聴。（令和3年定3）
- (19) 新型コロナウイルス感染警戒レベル5（長野県発令、特別警報Ⅰ）における一般質問において、傍聴のための入場を制限（自粛要請）した例。（令和3年定3）

第2節 代表質問

第1 会派代表質問

- (1) 会派代表質問制の確立 ・昭和44年第2回定例会から（S44・2定 6.10 P.6）
- (2) 会派代表質問は第1回定例会においてのみ行うのを例とする。（この先例は(9)の施行により失効）
- （昭和48年12月1日議会運営委員会決定）
（S48・4定 12.12 P.2）
- (3) 会派代表質問は一般質問の最初に行うのを例とする。
- (4) 会派代表質問は申し合わせの順序に従って行うのを例とする。
- ・昭和44年第2回定例会から、所属議員の多い会派から順に行い、所属議員が同数の会派がある場合は順序を交替して行う。（S44・2定 6.10 P.6）
- (5) 会派代表質問の質問者は1会派1人とする。
- ・昭和43年3月8日の各派代表者会で決定（S43・4定 12.12 P.8）
- (6) 会派構成要件を満たさない団体に、会派と同じ扱いで会派代表質問を行うことを認めた例（ただし、関連質問、一般質問は行わないことを例とする。）
- ・「議会運営委員会の委員の選出方法等について（平成20年8月12日全部改正）では、所属議員数3人以上を有する団体を会派としているが、所属議員が2名の公明党及び日本共産党を会派と同様に扱い、会派代表質問を行うことを認めた。（昭和54年第1回定例会以後毎年同じ）
- (7) 会派代表質問については、質問時間の制限は設けませんが、質問答弁を含め2時間以内を目安とする。
- （平成15年2月24日議会運営委員会決定）
- (8) 会派代表質問は、次のとおり運用する。これに伴い、前(7)の先例は廃止する。
- ア 会派代表質問と一般質問の合計上限時間は、原則14時間とする。
- イ 各会派への割当て時間は、1会派当たり2時間以内（答弁時間を含む。）とする。
- ウ 会派代表質問の全体所要時間は10時間を上限とし、残りの4時間で一般質問を行う。
- エ 会派（無会派議員を含む）への割当て時間は、1人当たり10分×会派（無会派議員を含む）所属人数を基本とする。

オ 調整分の10分及び議長の10分の合計20分を、議長の選出会派以外の会派（無会派議員を含む）へ配分する。

※調整分10分とは、ウにある「残りの4時間で一般質問を行う」の4時間（240分）を議員数23人で按分した場合の余数。

（一般質問4時間＝240分）－（10分×23人＝230分）＝10分

カ 会派代表質問及び関連質問を全て終了した後に、一般質問を行う。

キ 各会派は、会派代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。（これを「ユニット方式」という。）

ク この先例は、平成21年第4回定例会から実施する。

（平成21年8月24日議会運営委員会決定）

（一部改正：令和元年12月18日議会運営委員会決定）

(9) 平成20年第4回定例会から、会派代表質問は、毎年第4回定例会において行う。

（平成20年8月26日議会運営委員会決定）

(10) 会派代表質問に係る1回目の一括質問に対する一括答弁に対し、2回目から「一問一答方式」を導入する。

（平成22年4月26日議会運営委員会決定）

(11) 会派代表質問における1回目の一括質問及び2回目からの「一問一答方式」による発言のすべてを質問台にて行うのを例とする。

（平成27年5月1日議会運営委員会決定）

(12) 会派代表質問における1回目の一括質問に対する一括答弁において、市長は、執行機関側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行う。2回目からの「一問一答方式」による答弁は、市長は、執行機関側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

（平成27年5月1日議会運営委員会決定）

(13) 令和3年第4回定例会における会派代表質問・一般質問の時間配分について、飯田市議会先例集第7章第2節会派代表質問(8)にある運用の規定を適せず、「平成29年第4回定例会から令和2年第4回までの運用を一部参考とした配分案」に基づく配分表による運用とする。

（令和3年11月17日議会運営委員会決定）

第2 委員会代表質問

(1) 常任委員会は、委員会代表質問を行う者（以下「委員会代表質問者」）を選出し、議長の許可を得て、当該常任委員会が所管する市の一般事務について質問することができる。

(2) 常任委員会は、次に掲げる事項のいずれかに対して委員会代表質問を行うものとする。

ア 1年以上2年未満の長期的な所管事務調査の対象に係る事項

イ 1年未満の短期的な所管事務調査の対象に係る事項

ウ 委員会が重大であると認めた事案又は事件の発生に係る事項

エ 委員構成変更前の委員会による政策提言の検証結果に基づく継続的な調査事項

(3) 委員会代表質問は、次のとおり運用する。

- ア 常任委員会は、委員会代表質問者を1名選出する。
- イ 委員会代表質問者が行う質問の内容は、調査研究活動などにより委員会の共通認識となった内容とする。
- ウ 委員会代表質問者は、質問事項を箇条書きにした通告書を、委員会代表質問を予定する定例会の告示日の議会運営委員会の開催日の前日までに議長に提出するものとする。
- エ 議長は、前ウの通告書を、委員会代表質問を予定する定例会の告示日の議会運営委員会に諮るものとする。
- オ 議会運営委員会は、前ウの通告書について、質問内容が適切なものであるか等を確認する。
- カ 議長は、前ウの通告書を委員会代表質問が開催される前に議員に配布するものとする。
- キ 委員会代表質問は、一問一答の方式とし、会派代表質問及び一般質問の上限時間とは別に、質問及び答弁の時間を含めて40分以内とする。
- ク 複数の常任委員会が同時に委員会代表質問を行う場合は、飯田市議会委員会条例第2条第2項が規定する常任委員会の順番とする。
- ケ 委員会代表質問のほか、会派代表質問及び一般質問を実施する場合の議事日程は、委員会代表質問、会派代表質問及び一般質問の順とする。
- コ 委員会代表質問者は、委員会代表質問の内容と重なる事項を除き、会派代表質問又は一般質問を行うことができる。
- (4) 常任委員会は、委員会代表質問の実施後、質問事項に対する執行機関の対応について追跡調査を行い、当該常任委員会が必要と認めた場合は、委員会代表質問を再度行うことができる。
- (5) この申し合わせに定めるもののほか、委員会代表質問の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議し、議員及び執行機関へ周知するものとする。

(令和5年12月20日議会運営委員会決定)

第3節 関連質問

- (1) 関連質問は、会派代表質問及びそれに対する答弁に関連して行うのを例とする。
- ・昭和46年8月23日の議会運営委員会及び各派代表者会の合同会議で決定、同年第3回定例会から実施(46・3定 9.16 P.4)
 - ・議会運営委員会の決定により、試行として関連質問を行わなかった例(H28・4定)
- (2) 関連質問は、所属会派を同じくする議員が行った会派代表質問に関連して行うのを例とする。
- (3) 関連質問は、会派代表質問が全部終了した時点で、会派代表質問の順序により行うのを例としてきたが、会派代表質問の後に、その関連質問を引き続き行い、1会派10分以内(質問時間のみで答弁を含まない。)で行うよう、先例を変更する。
- (平成14年2月19日議会運営委員会決定)
- (4) 関連質問は10分以内で行うことができる。この場合において行うことができる質問の回

数は、3回を上限とする。

(平成19年1月29日議会運営委員会決定)

- (5) 関連質問は質問台で行い、その答弁は、市長は執行機関側中央の演台にて行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

(平成27年5月1日議会運営委員会決定)

第4節 緊急質問

- (1) 緊急質問を行うことの可否は、あらかじめ、議会運営委員会で協議するのを例とする。

第8章 表決

- (1) 一括議題に供した議案は、一括採決するのを例とする。

・ただし、人事案件については、それぞれ1件ずつ採決するのを例とする。

・財産区管理委員の選任 (H28・3定 8.30 p43 ほか)

- (2) 反対討論の行われた議案は、起立採決するのを例とする。

- (3) 簡易表決に当たっては、議長は「委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか」又は「原案のとおり可決することにご異議ございませんか」と諮るのを例とする。

- (4) 記名投票による採決の結果については、議長は、白票又は青票を投じた者、棄権した者等の氏名を本会議に報告しないのを例とする。

- (5) 記名投票による採決の際の開票立会人は、それぞれ会派の異なる議員を指名するのを例とする。

- (6) 本会議で、議案、請願及び陳情を審議する際に、委員会の報告に対し、事前に、反対討論の通告又は反対の意思表示があったものについては、それぞれ1件ずつ採決する。なお、反対討論の通告又は反対の意思表示は、採決する本会議の2日前までに、書面をもって事務局へ提出することとする。

(平成6年2月9日議会運営委員会決定)

(書面通告に関する改正 平成20年8月12日議会運営委員会決定)

- (7) 議案質疑後、討論、採決を保留し、他の議案審議終了後、採決を行った例

・議会議案第9号について (S57・3定 9.8 P.58)

- (8) 委員会で審査未了となった請願については、委員長は、本会議で「採択又は不採択の結論を得るに至らず」との報告をするのを例とする(陳情も同じ。)

(昭和57年2月24日議会運営委員会決定)

- (9) 議案の議決の行為と、当該議案に関連する要望事項を集約することは、切り離して処理することを例とする。・平成9年第1回定例会から適用

(平成9年1月22日議会運営委員会決定)

- (10) 本会議に提出された議案の表決に際し、無記名投票によるべきという動議と、記名投票によるべきという動議が競合して成立したため、会議規則第71条第2項を適用し、投票方法を選択する無記名投票を行った後に、本案に対する記名投票を行った例 (H20・4定 11.26)

第9章 会議録

- (1) 平成16年第1回定例会会議録より原則配布しないこととする。ただし、各会派に1冊、議会図書室に1冊を配布し、希望議員にも配布する。

(平成16年2月23日議会運営委員会決定)

- (2) 任期満了又は辞職によって議員の身分を失った者に対しても、その在職中の会議の会議録を配布するのを例とする。
- (3) 会議録に記載する開議・休憩・再開・散会・延会・閉会の時刻は24時間制による。
- (4) 会議中に、議長に代わり副議長が議長席に着いたときは、その旨を会議録に記載するのを例とする。
- (5) 会議録には、おおむね次の事項を掲載する。
- ・会期中の日程表
 - ・付議事件及び議決結果一覧表（請願及び陳情を含む。）
 - ・一般質問の質問事項
 - ・会議に出席した議員及び議会事務局長、書記並びに説明のため出席した者の一覧表
- (6) 議員が委員長として発言する場合は、議席番号に代え、「〇〇委員長（〇〇〇〇君）」と記載する。
- (7) やじ、笑声、拍手などは、できるだけ記載するのを例とする。
- (8) 議長又は副議長に当選しても、就任承諾の意思表示（挨拶）をするまでは、会議録中の発言の肩書きは「〇番（議席番号）」又は「議員」を表示するのを例とする。
- (9) 会議録署名議員は、議席番号順に、会議が開かれる日ごとに指名し、署名させるのを例とする。
- (10) 議長は、会議録署名議員とともに会議録に署名するのを例とする。
- (11) 副議長が議長席について議長の職務を執行したときは、会議録署名議員とともに会議録に署名するのを例とする。
- (12) 会議録署名議員が同時に議長として署名した例
- ・署名議員に指名されたT議員が同日の議長選挙で議長に当選したため（42・5月臨 5.11 P.16）
- (13) 臨時議長が会議録に署名した例
- ・中山 栄次臨時議長（S44・5月臨 5.7 P.12）
 - ・佐々木 勝臨時議長（S52・5月臨 5.6 P.29）
- (14) 本会議中に会議録署名議員を追加指名した例
- ・署名議員に指名したI議員が早退したため、議長はH議員を追加指名し、さらに閉会前に議長は他のH議員を追加指名した。（S40・1定 3.20 P.7）（S40・1定 3.20 P.18）
- (15) 会議録に記載する数字は原則として算用数字を用い、億及び万の単位を入れるのを例とする。
- (16) 同上の場合、千の位で終わる数字については「〇千」表示するのを例とする。
- (17) 会議録に記載する距離、長さ、面積、体積、容積、重量、百分率等の単位は、「m」、「cm」、「km」、「㎡」、「a」、「ha」、「㎥」、「g」、「kg」、「t」、「%」等を用いるのを例とする。

第10章 委員会等

第1節 通則

- (1) 執行機関側と討議し、又は説明をする際における資料の取扱いについては、当面現行どおりとする。

(一部改正：平成28年2月16日議会運営委員会決定)

- (2) 全員協議会（以下この項において「全協」という）と委員会協議会との関係等について、次のとおり整理する。

ア 突発的重要課題の取扱い

- (ア) 全協は、委員会協議会で協議した案件については、原則重ねては開催しないが、委員会協議会において全協で協議することが必要と判断された場合は、議長と委員長が協議の上、全協を開催する。
- (イ) 全協を開催する場合でも、所管の委員会が承知していない状況があってはならないため、その旨、委員会協議会で報告は行う。
- (ウ) まず議長及び所管委員長に相談の上、全協に報告するか、委員会協議会で行うかについて、議会側の判断で決定する。
- (エ) 定例会前の全協に諮る場合は、あえて閉会時に委員会協議会を開催することとはせず、委員長の判断で、各委員にその旨の連絡をするという手法もあることを確認する。
- (オ) 全会派が揃わない委員会や、委員会に正規の委員が出席できない場合等は、委員長の判断により、委員外議員により対応する。この場合においては、会派からの申し出に応じ、できるだけ窓口を広げる工夫をする。

イ 定例会中の委員会協議会の取扱い

- (ア) 市側（企画部）から、議会事務局を通じて各委員会へ、一括提案するのを例とする。
- (イ) 前(ア)の場合において必要なときは、所管部から各委員長に説明する。

(平成19年9月10日議会運営委員会決定)

- (3) 委員会等におけるパワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアを用いた説明に関し、申し合わせる。

(平成29年3月7日議会運営委員会決定、別途掲載)

- (4) タブレット端末及びペーパーレス会議システムを令和3年第1回定例会より試用し、令和3年第2回定例会より本格運用とした。

第2節 常任委員会

第1 通則

- (1) 災害復旧のみの補正予算案が提出された場合は、予算決算委員会への付託（分科会審査は行わない）を基本とするが、政策会議での調整により委員会付託の省略もあり得るものとする。

(令和元年5月29日議会運営委員会決定)

- (2) 従来、工事請負契約、使用貸借契約などの契約案件は、総務文教委員会へ付託して審査

してきたが、審査の適正を図るため、契約案件の原因となる行為を担当する部課を所管する委員会に付託することとする。

(昭和62年2月26日議会運営委員会決定)

- (3) 委員会への執行機関出席は、副市長が出席するのを例とする。ただし、予算決算委員会の分科会への出席は原則として求めない。

(平成3年8月2日議会運営委員会決定)

(「収入役」を削除 平成21年1月14日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年5月29日議会運営委員会決定)

- (4) 委員会及び委員会協議会への執行機関側の説明員出席範囲は課長級以上を例とし、係長等の出席を必要とする場合は、あらかじめ所管委員会の委員長に申し出て、許可を得なければならない。

(平成19年9月12日議会運営委員会決定)

- ・新型コロナウイルス感染警戒レベルが5（長野県発令、特別警報）以上となった場合の委員会等の対策として、委員会及び委員会協議会における部長の出席は、所管する議題に応じて入れ替わることとするが、予算及び決算審査に係る委員会の場合は、原則出席とすることとした例。

(令和3年定3／令和3年8月24日議会運営委員会決定)

- (5) 請願及び陳情は、常任委員会（又は特別委員会）へ付託して審査するのを例とする。ただし、予算決算委員会は除く。

(一部改正：令和元年5月29日議会運営委員会決定)

- (6) 議員の任期満了直前の定例会最終日に上程され、常任委員会へ付託された請願又は陳情については、本会議を一旦休憩し、常任委員会を開いて審査するのを例とする。

- (7) 常任委員会及び特別委員会への報道機関の傍聴については、公開を原則とする。

- ・報道機関に対しては、原則として、常任委員会及び特別委員会を公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合を除く。

(昭和54年8月31日議会運営委員会決定)

- (8) 常任委員会及び特別委員会における報道機関等によるテレビカメラの撮影がある場合は、あらかじめ所管委員会の委員長に申し出て、許可を得なければならない。

(平成23年5月24日議会運営委員会決定)

- (9) 常任委員の選任は、あらかじめ、正副議長が議員本人の希望を聞き、調整した後、議長が会議に諮って指名するのを例とする。

- (10) 補欠選挙において当選した議員の常任委員の選任は、議長が会議に諮り、欠員となっている委員会の委員に指名するのを例とする。

- (11) 委員長及び副委員長の職は、他の常任委員会又は議会運営委員会の、委員長又は副委員長の職と兼ねることができない。ただし、予算決算委員会は除く。

(平成21年2月13日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年5月7日議会運営委員会決定)

- ・議員改選後、議会運営委員会に代わる代表者会等の検討により、議会運営委員会の正副委員長が、議会改革推進会議の副委員長、広報広聴委員会の副委員長の兼務を認めて、議決した例。（令和3年臨2）

ほか

- (12) 前項の規定を特別委員会等の正副委員長に準用した例

- ・庁舎建設検討委員会（H21. 5. 13～H22. 3. 24）
- ・庁舎建設特別委員会（H22. 3. 24～H25. 4. 27）
- ・リニア推進対策特別委員会（H22. 3. 24～H25. 4. 27）
- ・議会制度検討委員会（H23. 9. 30～H24. 3. 22）
- ・議会改革推進会議（H24. 3. 22～H25. 4. 27、H25. 5. 14～H27. 5. 12、H27. 5. 12～H29. 4. 27現在）
- ・リニア推進特別委員会（H25. 5. 14～H27. 5. 12、H27. 5. 12～H29. 4. 27現在）
- ・広報広聴委員会（H25. 5. 14～H27. 5. 12、H27. 5. 12～H29. 4. 27現在）
- ・次期総合計画検討委員会（H28. 3. 18～H28. 11. 29）
- ・基本構想基本計画特別委員会（H28. 11. 29～H29. 2. 23）

(13) 以下の事項を確認し委員会活動を行う。

- ・市民との対話の場の拡充を図るため、各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進する。
- ・懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。
- ・委員会所管事務調査を全議員が情報を共有し政策提言に繋げる。

（平成24年 7 月24日議会運営委員会決定）

(14) 委員会において附帯決議がなされた例

- ・社会文教委員会での附帯決議を受けて、本会議において委員長報告をした例（H27・1定 3. 18 p393）
- ・産業建設委員会での附帯決議を受けて、本会議において委員長報告をした例（H28・1定 3. 18 p386）
- ・産業建設委員会での附帯決議を受けて、本会議において委員長報告をした例（R05・2定 6. 26 p307）
- ・予算決算委員会での附帯決議を受けて、本会議において委員長報告をした例（R07・1定 3. 19）

第2 所管事務調査

(1) 常任委員会が市政の課題に適切かつ速やかに対応していくため、常任委員会の専門性と特性を活かし、その機能を十分発揮できるよう、所管事務調査権の行使に係るガイドラインについて申し合わせる。

（令和 5 年10月10日議会運営委員会決定）

調査の手法や手続き、調査結果に基づく委員会としての対応、政策提言・提案に対する検証など、ガイドラインを全部改正する。

（令和 7 年 4 月 3 日議会運営委員会決定 別途掲載）

(2) 産業経済委員会に分割付託となった一般会計補正予算に対し、会期中に委員会が所管事務調査を実施。地方自治法第121条の規定により案件に係る者を委員会に招聘して審査をし、議案に対する附帯決議を付して委員会にて可決した例（H19・1定 3・23 P444）

(3) 議会による行政評価を導入。各常任委員会が閉会中に所管分野について所管事務調査を行い、調査結果を会期中の委員会にて決定、本会議で決定内容を提言書として集約し、閉会後に市長に提出した例（H20・3定 9・24以後継続）

(4) 以下の事項を確認し行政評価を実施する。

- ・行政評価にあたり、基本構想基本計画の着実な推進を図るため、市民生活の視点、人口

目標や財政見通しなど長期的な視点に立って大局的に評価する。

- ・行政評価を政策提言や予算への反映に繋げ実効性のあるものとする。

(平成24年7月24日議会運営委員会決定)

(5) 「議会による行政評価」を実施要綱にしたがって実施する。

(令和6年6月21日議会運営委員会決定 別途掲載)

第3 委員長会等

- (1) 委員長会は、必要に応じ、議長が招集する。
- (2) 委員長会は次により開催する。

ア 目的及び内容

(ア) 目的 各委員会相互の情報交換による課題の共有化

(イ) 内容 おおむね次のとおりとする

- a 委員会の課題で、他の委員会にも関係がある課題の整合及び協議
- b 委員会の運営に関する共通事項の確認
- c 委員長の処務に関する共通事項の確認

イ 委員長会の構成者は、次のとおりとする。

(ア) 正副議長、及び各常任委員長、必要に応じ各常任委員会副委員長、議会運営委員長、特別委員長及び検討委員長

- (3) 検討委員会は、必要に応じ、検討委員長が招集する。

ア 検討委員会の構成者は、次のとおりとする。

(ア) 検討委員、必要に応じ議長及び副議長

イ 検討委員会は、市又は議会の特定の重要な課題に関し、協議又は調整を行うために開催する。

(平成23年4月20日議会運営委員会決定)

(4) 検討委員会の設置の例

- ・議会議案検討委員会 (H28. 3. 18～H28. 9. 26)

※正副委員長については、それまでの経緯から議会改革推進会議の正副委員長が兼ねることとした。また、委員についても、議会改革推進会議の委員が兼ねることとした。

- ・次期総合計画検討委員会 (H28. 3. 18～H28. 11. 29)

第3節 特別委員会

- (1) 特別委員会については、発言回数を制限しない。

(平成7年3月15日議会運営委員会決定)

- (2) 特別委員会の委員を追加指名した例

- ・合併対策特別委員会へ3名追加 (S63・2定 6.14 P.179)

- (3) 特別委員会は、随時行うこととする。

(平成12年7月11日議会運営委員会決定)

- (4) 特別委員会の設置に係る決定プロセスをできるだけ市民に分かりやすくするため、飯

田市議会会議規則等に基づき特別委員会の設置について申し合わせる。

(令和5年11月17日議会運営委員会決定 別途掲載)

(一部改正 旧(2)～(4)削除：令和元年5月29日議会運営委員会決定)

第4節 議会運営委員会

(1) 議会運営委員会の協議事項の例

- ・議会の会期及び日程の予定
- ・市長提出議案の取扱い（即決、委員会付託、特別委員会の設置、予算及び決算の分科会分担等）
- ・議員提出議案の取扱い
- ・議会費に関する予算
- ・一般質問の質問順序の交替
- ・委員会条例、会議規則、内規の制定及び改廃
- ・緊急質問の通告があった場合の取扱い

(一部改正：令和元年5月29日議会運営委員会決定)

・発言の取消し

(2) 議会運営委員長は、委員会における質疑及び討論については、両方を含めて「ご発言はございませんか。」と会議に諮るのを例とする。

(平成3年12月24日議会運営委員会決定)

(3) 中日議運は、一般質問初日9時から開催することを例とする。

(平成15年9月10日議会運営委員会決定)

(4) 定例会の日程は、当該定例会の直前の定例会の告示日に行う議運で内定するのを例とする。

(平成16年9月29日議会運営委員会決定)

(5) 株式会社飯田ケーブルテレビに委託して本会議の様態を放映することとし、平成17年第3回定例会から試行する。

(平成17年8月24日議会運営委員会決定)

(6) 文書の宛先敬称を「殿」から「様」に改める。

(平成4年2月24日議会運営委員会決定)

(7) 委員長及び副委員長の職は、他の常任委員会又は議会運営委員会の委員長又は副委員長の職と兼ねることができない。

(平成21年1月14日議会運営委員会決定)

第5節 委員会（長）報告

(1) 委員長の報告は、議長席前演台にて口頭で行うのを例とする。

(一部改正：平成27年5月1日議会運営委員会決定)

(2) 委員長の報告は、特別委員会の報告の後、委員会条例第2条第2項に規定する常任委員会の順に行うのを例とする。

(3) 請願及び陳情の審査に係る委員会報告については、議長は、質疑及び討論を含めた意味で「ご発言はございませんか」と諮るのを例とする。

- ・昭和50年第3回定例会9月23日参照 (S50・3定 9.23 P.26)

- (4) 議会運営委員長報告に対する質疑及び討論は、質疑及び討論を含めて「ご発言はございませんか。」と議長が会議に諮るのを例とする。

(平成3年11月27日議会運営委員会決定)

- (5) 閉会中の継続審査に付された請願又は陳情の閉会中における審査結果は、採択若しくは不採択の結論の出たもの又は取下げに同意したものについてのみ、次の定例会の招集日に報告するのを例とする。

- ・ (S48・1定 3.3 P.21) ・ (S53・1定 3.6 P.13) ・ (S55・1定 3.5 P.16)
- ・ (S55・4定 12.3 P.9)

- (6) 委員会で審査未了となった請願については、委員長は、本会議で「採択又は不採択の結論を得るに至らず」と報告するのを例とする。

(昭和57年2月24日議会運営委員会決定)

第6節 全員協議会

- (1) 全員協議会は、次のとおり運用する。

ア 全員協議会は、重要な政策・事業について執行機関側から報告を受け、これを協議又は調整する場とする。

イ 全員協議会に報告のあった時点で、当該協議事項は公表されたものとみなす。

ウ 議長は、事案の必要性を勘案して、全員協議会を招集する。

エ 協議事項に係る資料は、全員協議会を開催する日の3日前に各議員の棚に入れ、当該入れる日の前日に、その旨を各議員にファクス等で伝える。

オ 執行機関側は、協議事項を所管する委員会の正副委員長に、あらかじめ概要の説明を行う。

(平成17年6月14日議会運営委員会決定)

- (2) 全員協議会は、原則公開とする。ただし、協議内容によっては、事前に代表者会又は協議会の冒頭で、議長が公開の可否について諮ることとする。

(平成13年3月23日議会運営委員会決定)

- (3) 全員協議会における一の議員の発言回数は、本会議に準じて3回までとする。

(平成7年3月15日議会運営委員会決定)

- (4) 全員協議会での発言回数は3回までとするが、議会側の要請した議題については、発言回数を制限しない。

- ・ 全員協議会において、議会側の要請した議題に対し、発言回数を制限しなかった例

(平成27年12月18日全員協議会 旧飯田工業高校後利用等について)

- (5) 定例会以外に開催される随時開催の全員協議会への執行機関側の出席者は、関係部課長のみとする。

(平成14年11月6日議会運営委員会決定)

- (6) 市政全般に係わる課題を学習する場として、全員協議会の勉強会を開催する。この場合において、執行機関側には担当者のみ出席を依頼する。

(平成19年6月12日議会運営委員会決定)

- (7) 市長の附属機関である審議会での審議内容を全員協議会に報告する場合は、当該審議会に出席した議員に代わり、審議会を所管する執行機関側職員がこれを行うことができる。

(平成19年8月17日議会運営委員会決定)

- (8) 前(6)に定める勉強会は、次のとおり運用する。

- ア 市政全般に係る課題を対象として開催し、その場で学習する。
- イ その際の説明は、担当者が行う。
- ウ 案件の発議者は議長とする。
- エ 各会派から要望がある場合は、毎月定例の代表者会において、重ねて内容を報告する。

(平成19年9月10日議会運営委員会決定)

第7節 政策討論会

- (1) 政策討論会は、次のとおり運用する。

- ア 政策討論会は、全議員で構成する。
- イ 政策討論会は、議長が招集し主宰する。
- ウ 政策討論会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して共通認識を図り、政策立案・提言に繋げるための議員間の自由討議による協議又は調整の場とする。
- エ 以下の機会に政策討論会が実施できることとする。

(ア) 議会議案検討委員会において、議員提出の条例議案を協議・研究する場合

(イ) 政策討論会で協議したい事項のある議員から申し出があった場合

- オ 議員申し出による政策討論会の開催は以下による。

(ア) 政策討論会において協議したい事項のある議員は、その協議事項を明記し、本人のほかに、2名以上（議案の提出に準ずる。）の議員の連署とともに、議長に文書で申し出る。

(イ) 申し出できる協議事項

- ① 附属機関（審議会）の審議内容に関する事項
- ② 政策的に重要かつ緊急を要する事項で、議員同士での議論を目的とするもの
- ③ 市側からの報告事項に疑義が生じた事項

(ウ) 申し出を受理した議長は、議会運営委員会に諮って、その取扱いについて決定する。

カ 政策討論会は議題を提出した議員が趣旨を説明した後、議員間の自由討議を行う。

- (2) 政策討論会は、公開とする。
- (3) 政策討論会は、議員の発言回数を制限しない。
- (4) その他必要な事項は議長が会議に諮って決定する。

(平成24年11月21日議会運営委員会決定)

- (5) 政策討論会を開催した例

- ・ 建設環境委員会からの申し出によるもの（平成25年1月16日開催）
- ・ 社会文教委員会からの申し出によるもの（平成27年1月30日及び2月2日開催）
- ・ 社会文教委員会からの申し出によるもの（平成28年12月20日開催）

第8節 その他

(1) 執行機関側からの重要案件に対する議会側の対応は、次の順序で行うのを例とする。

ア 執行機関側窓口の企画部長が、最初に正副議長に報告・相談する。

イ 所管部長が、各委員長に相談する。

ウ 委員長と正副議長の協議により委員会協議会または全員協議会を開催する。

(平成19年10月30日議会運営委員会決定)

(2) 二元代表制下における議会の独自性と行政運営の監視機能を高めるため、市の執行機関が置く審議会、協議会、市民会議等（以下「審議会等」という。）への市議会の参加について、以下のとおり申し合わせる。

ア 議会が参加する審議会等

平成14年度の申し合せを尊重した上で、今後設置される新たな審議会等については、中長期にわたる構想・計画や市民生活に重要な影響を与えるものについて、執行機関側と協議の上その位置付けを明確にした上で、議会としての参加の必要性を検討する。この場合、法令により議員の参加が明記されている審議会等については委員として参加するが、明記されていない場合には基本的にオブザーバーとして参加する。

イ 議会が参加しない審議会等

(ア) 審議会等の開催予定、議案の内容を事前に議長に示し、開催後は常任委員会協議会、特別委員会、全員協議会において会議結果の報告を行う。

(イ) 市の重要な施策については特別委員会等を設置し、執行機関側の出席を得る中で議会側の意見を述べ、市側もそれを尊重することとする。また、必要に応じて、議会の特別委員会等と審議会等との意見調整会議を開催して審議会、議会、行政の連携・調整を図る。

ウ 議会が参加する審議会等には、原則として審議会等に参加している議員が、会議の内容等を常任委員会協議会、特別委員会又は全員協議会に報告し（閉会中の場合も含む。）、全議員での議論ができる機会を確保し、出された意見等を次の審議会等へ報告することとする。

(平成18年8月28日議会運営委員会決定)

(3) 市長部局に審議会を設置するに当たっては、事前に市長部局側と議会側で協議する。

(4) 議員が審議会へ参加する場合は、これまでの申し合せを基本的に尊重しながら、事前協議を行って検討していく。

(平成19年8月17日議会運営委員会決定)

(5) 専門的知見を活用することにより、議会の政策形成の補佐的機能を充実させ、政策立案に繋げる。また、調査機関を設置することで調査研究を充実させる。これを実現するため以下の事項を確認する。

ア 専門的知見の活用

・議案の審査又は市の事務に関する調査にあたっては、必要に応じ地方自治法第100条の2の規定を積極的に活用し学識経験者等による調査を行い、議決の権限を的確に行使する。

イ 市民等の参加する機関の設置

・関係例規(自治基本条例第8条第1項・第2項、第26条第1項・第2項及び地方自治法第100条の2)の規定の趣旨及び自治基本条例制定の経緯を踏まえ、政策立案などの懸案事項

の調査、研究及び検討を行う際は、公募市民、外部有識者などで構成する機関を設置し、市民の意思を的確に反映する。

(平成24年11月21日議会運営委員会決定)

- (6) 議員活動を通じて、政策提言のためのシーズ(種)を拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。
- (7) 議員間の自由討議の実現については、議会改革運営ビジョン(平成24年3月22日決定)の規定により、以下の「議員間の自由討議の実現」のとおり平成24年8月21日の議会運営委員会で決定。

(令和7年4月3日議会運営委員会で全部改正)

「議員相互間の自由な討議」の実現

1 自由討議の目的

合議体である議会として、議員同士での意見交換、対話による気づきにより論点や課題などに対する議論を深めるため、自由討議を実施する。

2 自由討議の対象

(1) 議案審査

自由討議を行う案件は、原則として次のとおりとする。

ア 論点(争点)が明らかな案件

イ 問題が顕在化しており、議案としての熟度が低い案件

ウ 料金や使用料の値上げなどの市民生活に影響が大きい案件

(2) 請願・陳情審査

ア 請願又は陳情において論点(争点)が明らかな場合

イ 請願又は陳情を不採択とし、新たな意見書を動議により提出する場合は、必要に応じて、自由討議の実施を可能とする(趣旨採択もあり得る)。

(3) 行政評価

予算決算委員会全体会において、必要に応じて、全議員による自由討議を実施する。

3 議案審査における自由討議の手順

(1) 議案説明

(2) 議案に対する委員による質疑

(3) 委員長発議又は討議を望む委員による動議及び提案説明

(4) 委員会として動議の可否を決定

(5) 自由討議の実施

(6) 必要に応じて、執行機関側に対する質疑を実施

(7) 自由討議の再開

(8) 再質疑(必要に応じて実施)

(9) 討論及び採決

※議案審査における自由討議のイメージは、別紙「議案審査における議員間自由討議のイメージ」のとおり。

4 議案審査における自由討議の運用方法

- (1) 委員が自由討議を求めるときは、委員会開催日の前日までに、論点(争点)を明らか

にして動議を提出する旨を委員長に申し出る。

- (2) 委員長は、委員から自由討議を求める旨が知らされた場合は、論点など申し出の内容を全委員に周知する。
- (3) 修正案が提出された場合は、修正案の表決の際に自由討議を行うことができる。
- (4) 自由討議の過程で、理事者側への資料要求や参考人招致の合議が整えば、審査を中断し予備日等を使って審査を行う。
- (5) 自由討議は、公開で行うものとし、会議録の作成対象とする。
- (6) 自由討議と討論の違いを明確に定義し運用する。

5 請願・陳情審査と行政評価に係る予算決算委員会全体会における自由討議の手順

2で定める請願・陳情審査と行政評価に係る予算決算委員会全体会における自由討議の手順は、3で定める「議案審査における自由討議の手順」による。ただし、必要により手順を省略することができる。

6 政策的な課題に係る自由討議

政策的な課題に係る自由討議は、全議員参加型の「政策討論会」のプロセスを経るものとする。

7 自由討議の対象外

次の事項は自由討議の対象外とし、意見交換会と位置づける。

- (1) 所管事務調査
- (2) 予算決算委員会分科会における行政評価
- (3) 議会報告・意見交換会
- (4) タウンミーティング等における市民意見の政策への反映

- (8) 飯田市自治基本条例第22条第4項に市議会の責務として、市議会は、合議体として論点、課題等について議論を深めるため、議員相互間の自由な討議を重んじて活動することを規定した。また、飯田市議会会議規則第91条を改正するとともに、第91条の2（自由討議の実施）及び第91条の3（自由討議を行う場合の順序）を規定し、第108条及び第115条について、自由討議に関する改正を行った。

(9) 議員間の自由討議の例

- ・平成27年3月9日の社会文教委員会において、議案第17号「飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第68号「平成27年度飯田市介護保険特別会計予算（案）」に関して、委員からの提案を受けて議員間自由討議が行われた。
- ・「議会による行政評価」において、委員長あるいは予算決算委員会分科会座長の発議により議員間自由討議が実施されている。
- ・令和2年3月10日の予算決算委員会産業建設分科会、リニア推進連合会議において、議案27号「令和2年度飯田市一般会計予算案」に関して、委員からの提案を受けて議員間自由討議が行われた。
- ・令和4年6月10日の産業建設委員会において、議案48号「工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金事業道路改良工事）」に関して、委員長の発議により議員間自由討議が行われた。
- ・令和5年6月19日の産業建設委員会において、議案58号「飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について」に関して、委員長の発議により議員間自由討議が行われた。

- ・令和5年12月11日の総務委員会において、議案129号「南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について」に関して、委員長が発議により議員間自由討議が行われた。
- ・令和5年12月11日の予算決算委員会総務分科会において、議案130号「令和5年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案」に関して、委員からの提案を受けて議員間自由討議が行われた。
- ・ほか、例あり。

第11章 請願及び陳情

第1節 請願

- (1) 告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理した請願及び陳情について、その定例会で審議する。令和4年第1回定例会から適用する。

（令和3年11月17日議会運営委員会決定）

- ・告示日の翌日の午後5時までに受理した請願及び陳情は、その定例会で審議するのを例とする。

（平成12年7月11日議会運営委員会決定）

- ・一般質問より委員会審査が先に行われる日程の場合は、請願及び陳情の扱いとして「告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理したものを審議する」こととした例。受付した請願及び陳情の情報は文書表により各議員へ情報提供した。

（令和3年・定1 令和2年11月17日議会運営委員会決定）

- (2) 昭和54年12月22日付け議会規則第1号をもって飯田市議会会議規則の全部が改正されたことにより、これ以降は閉会中でも受理できることとなった。

- ・閉会中に提出される請願は、定例会招集日に受理するまで議会事務局で預り置くのを例とする。

（昭和54年12月の改正前の先例）

- (3) 議員は、自分が所属する委員会で審査されると思われる請願の紹介議員にはならないのを例とする。

- (4) 議長及び副議長は、請願の紹介議員にならないのを例とする。

- (5) 受理した請願及び陳情は、その写しを議員全員に配布するのを例とする。

- (6) 請願者として複数の者の署名がある場合、その写しにはその中の1名を代表者とし、その他を「ほか〇名」と表示するのを例とする。

- (7) 請願及び陳情の取下げ願いは、文書により、当該請願に記載した代表者名（又は氏名）を記載し、それに押捺した印を押捺して提出されるのを例とする。

- (8) 委員会へ付託された請願及び陳情の取下げ願いは、会議に諮って許可されるのを例とする。

- (9) 議会で受理した請願及び陳情が取り下げられる場合には、当該請願書を請願者に返還しないのを例とする。

- (10) 印影を複写（コピー）した請願書は、請願書として扱わないのを例とする。陳情書も同様とする。

- (11) 請願及び陳情は、委員会へ付託して審査するのを例とする。

- (12) 議案に係る請願及び陳情の審議は、特例として一般議案の審議の後に行うことにつ

いて、その都度、議会運営委員会において審議方法を協議するのを例とする。

(平成9年1月22日議会運営委員会決定)

(13) 請願及び陳情の審議結果は、当該請願者又は陳情者にその結果を議長名で通知するのを例とする。

(14) 会期の最終日に上程し、委員会へ付託した請願及び陳情は、次の定例会において審査を行うのを例とする。

(平成23年6月10日議会運営委員会決定)

(15) 議員の任期満了直前の定例会最終日に上程し、委員会へ付託した請願及び陳情は、当該日の本会議を一旦休憩し、委員会を開いて審査するのを例とする。

(16) 議員の任期満了直前の定例会において、規定日までに受理した請願がまだ付議されていない段階で、同趣旨の請願がその後に続いて提出された場合は、合理的な議会運営の観点から、最初に受理されたものと一緒に扱うのを例とする。陳情も同様とする。

(平成9年3月7日議会運営委員会決定)

(17) 地方自治法第99条第2項の規定による意見書の提出に関連する下記の先例は廃止するが、当該先例の精神を否定するものではないので、今後、意見書案の発議に当たっては、極力全会派の賛同が得られるよう努力することを申し合わせる。

(平成7年2月1日議会運営委員会決定)

・廃止する先例

「地方自治法第99条第2項の規定による意見書の提出を願意とする請願については、全会派の賛成を得られるもののみ採択するのを例とする。(陳情も同じ)」

(18) 委員会で結論の出なかった請願及び陳情を本会議で議決した例

(H3・4定 12.24 P.234, 235, 240, 241)

(H4・1定 3.24 P.349～P.351)

(19) 請願者として複数の者の署名があり、押印のある署名とない署名が混在している場合は、「請願者〇〇名のうち、押印〇〇名」と発表する。

(平成12年7月11日議会運営委員会決定)

(20) 開会日初日に請願及び陳情のコピーを配布し、中日に請願及び陳情を上程する場合は、中日には請願及び陳情文書表のみを配布し、請願及び陳情の原本は配布しないことを例とする。

(平成16年2月23日議会運営委員会決定)

(21) 趣旨は妥当であるが、実現性等の問題がある場合に限り「趣旨採択」扱いができることとする。ただし、市長への送付及び関係機関への意見書の提出はしない。(扱いは慎重にし、乱発しないことを確認)

(平成16年3月22日議会運営委員会決定)

(22) 請願紹介議員の委員会出席を、委員会が必要と認めたときは、本人の了解が得られている場合は、休憩をとり準備が整い次第再開することし、それ以外の場合は、紹介議員の負担を軽減する観点から、審査を中断し、時間設定して審査を再開するか、委員会予備日に議員を招致して審査を再開することで確認した。

(平成24年4月24日議会運営委員会決定)

- ・ 請願紹介議員の委員会出席(趣旨説明)を認めた例(R2・定3 R2.8.31 総務委員会)

(23) 請願陳情者の説明機会の保障、趣旨説明を希望する請願紹介議員の取り扱いは、委員会条例及び会議規則を確認し、積極的な活用を促進する。

(平成24年7月24日議会運営委員会決定)

- ・ 平成24年7月24日の議会運営委員会において、請願・陳情審査において、請願・陳情者による説明の機会を設けることで、情報の共有化により適切で充実した審査を行うことを目的とした上記の規定の参考資料として、別紙の「参考人制度活用(請願陳情審査)のイメージ」と「請願紹介議員招致のイメージ」が示された。
- ・ 令和2年8月31日付け総務委員会において紹介議員による趣旨説明がされた。
- ・ 参考人制度を活用した「請願陳情者の説明機会の保障」を実現できるように請願及び陳情の受付について事務局において見直しを行った。

(24) 請願者又は陳情者が、請願又は陳情の趣旨を説明する機会を求めた場合は、定例会初日での委員会付託を経て、散会後に開催する所管の常任委員会において、請願者、陳情者等を参考人として招致を行うか否かを決定する。

(令和4年5月17日議会運営委員会決定)

(25) 請願及び陳情に関して、法的根拠、提出の方法、書式、参考人制度、審査の流れなどを整理し、実務上の指針となる「請願・陳情の手引」を策定した。

(令和4年11月1日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和7年4月3日議会運営委員会決定)

(26) 請願の紹介議員の責務、請願及び陳情の項目の修正並びに参考人招致と結果責任についての留意事項を規定する「請願及び陳情に関する留意事項」を決定した。

ア 請願の紹介議員の責務

(ア) 「「紹介」とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである。したがって、(中略)請願の内容に賛同できない議員が、その紹介議員となることは許されないのは、当然である」(議員必携281頁)とされている。

議員が紹介議員となる場合は、請願の趣旨に賛同し、委員会からの求めに応じて請願の内容と理由を説明できるよう心構えをもって責務を果たすものとする。

(イ) 飯田市議会会議規則第135条第1項は「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」と規定している。

請願者が趣旨説明を希望する場合は、委員会において定例会初日に参考人招致を行うか否かを決定する際に、請願の趣旨を把握することは審査のために必要があると認められるため、紹介議員の説明を求めるものとする。

(ウ) 飯田市議会会議規則第135条第2項は「紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない」と規定している。

請願者が趣旨説明を希望しない場合は、請願の趣旨を把握することが審査において必要なため、請願の紹介議員は委員会に出席して説明するものとする。請願を担当する常任委員会の冒頭で委員長の指示を受けてから5分以内で請願の内容と理由を説明す

る。

(エ) 紹介議員が2人以上の場合は、一人の議員が代表して説明をする。

イ 請願及び陳情の項目の修正

(ア) 「請願の審査に当たって、条例や予算や意見書等のように「修正」することができないのはもちろんである」（議員必携（283頁））との記載のとおり、担当する常任委員会での審査の結果、請願及び陳情の項目を追加、削除又は変更することはできない。

(イ) 当該項目を修正する必要がある場合は、当初の請願又は陳情を不採択とした上で、以下の2つの方法のいずれかにより審査を行う（趣旨採択もあり得る）。

① 委員から修正案を備えた動議を提出し、審査を行う。

② 請願者又は陳情者から改めて請願又は陳情の申請をし直していただき、審査を行う。

(ウ) 委員長次第書には、「意見書の文言は正副委員長に一任する」旨の記載は行わない。

ウ 参考人招致と結果責任

委員会において、請願者又は陳情者の参考人招致を決定した場合は、請願者又は陳情者は議長からの出席要請に基づいて委員会に出席し、会議の冒頭で請願（陳情）の趣旨説明を5分以内でできるよう事前に準備をしていただくことになる。

参考人が、やむを得ない事情により出席できなくなった場合は、速やかに議会事務局へ申し出るものとし、請願又は陳情の審査の日時を改めて設定する。

なお、参考人と決定した者を変更する申し出があった場合は、委員会で改めて参考人招致の決定を行い、飯田市議会会議規則第131条の8の規定による手続きを行う。

参考人が趣旨説明の際に資料の配布を希望する場合は、委員会開催日の3日前までに議会事務局へ提出するものとする。提出された資料は委員長が確認し、配布の可否を決定する。

趣旨説明に対しては、当該委員会において委員からの質疑の時間を設けるが、「願意の妥当性」「実現可能性」「市の権限、議会の権限事項に属する事項」などを判断基準として、公平かつ適切な請願及び陳情審査となるよう心掛ける。

願意の実現性については、法律上の保障規定はないが、採択した以上、議会としては政治的・道義的責任を負うことになる。

（令和5年3月30日議会運営委員会決定）

（一部改正：令和7年2月7日議会運営委員会決定）

第2節 陳情

- (1) 飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第138条に規定する陳情書又はこれに類するものの取扱いに関し、「飯田市議会陳情書の処理に関する規程」を確認する。

（平成6年12月27日議会運営委員会決定）

- ・[処理方法] 陳情書に該当するものは、全て陳情書として受け付け採番する。飯田市議会陳情書の処理に関する規程第2条第1項の各号に該当するか否かの確認を議会運営委員会において行う。なお、審議を省略し、陳情書の写しを議席に配布する際には、1ページ右上に「陳情（審議省略）」と表示する。

（平成6年12月27日議会運営委員会決定）

- ・郵送された要望書を委員会で審査した例（H22.3.12 総務文教委員会）

- (2) 飯田市議会会議規則第138条の規定にかかわらず、陳情書に「類する」ものであっても、標題に陳情書と冠されないものは、陳情書として扱わないのを例とする。

- ・辻虎松議長当時より

- (3) 意見書の提出を願意とする陳情を採択したが、直前の議会で同趣旨の陳情が採択され、意見書を提出しているので、重ねて意見書を提出しないことが適当とされた例

- ・9陳第3号について（H9・1定 3.21 P.351）

- (4) 市内在住者から提出のあった陳情書で「飯田市議会陳情書の処理に関する規程」第2条第2項の規定による扱いとした場合は、当該陳情書の取扱いについて提出者へ報告するのを例とする。

（平成6年12月27日議会運営委員会決定）

第12章 代表者会

- (1) 会派代表者会（代表者会）の基本的な役割について

議会は、法制度上は本会議と委員会とで運営されているが、このほかに、事実上の組織として全員協議会、委員会協議会、委員長会及び代表者会がある。

本市議会では会派制が確立されているので、その代表者からなる代表者会を設置し、議会運営に関する重要な問題を協議する内部協議の機関（調整機関）として位置付けてきた。

代表者会は、会派の大小を問わず代表者1名の参加で構成されているため、本来、多数決に馴染まない組織である。従って、決定機関ではなく、非公式の組織であるといえる。

しかし、代表者会の協議の基底には、他の会議以上に、平等、信頼、妥協、委任、守秘といった精神が流れており、このことが、後の議会の会議において、代表者会の協議結果が尊重されることにつながっているものとする。

（平成8年9月10日議会運営委員会決定）

- (2) 代表者会は、円滑な議会運営のため、議長の判断で随時開催する。

（平成19年9月10日議会運営委員会決定）

第13章 挨拶

第1節 施政所信表明

- (1) 毎年第1回定例会（新年度予算を審議する議会）における市長の施政所信表明は、全文を印刷して全議員に配布するのを例とする。（市長が施政所信表明を行う前に配布する。）
- (2) 市長の施政方針演説を定例会2日目に行った例
 - ・白内障手術のため入院加療中の市長は、定例会招集日（6月29日）の施政方針演説を行えず、2日目（7月20日）に行った。（S40・2定 7.20 P.3）
 - ・（財政再建中）（S41・1定 3.11 P.3）

第2節 市長、副市長等の挨拶

- (1) 会議の開会及び閉会の際、市長は議場において議会に対し挨拶するのを例とする。
- (2) 定例会招集の市長挨拶を副市長が代行した例
 - ・市長入院加療中につき、市長の挨拶を助役（当時）が代行（S40・2定 6.29 P.3）
- (3) 副市長及び教育長の選任の際には、挨拶を行うものとする。

（昭和63年4月19日議会運営委員会決定）
（「収入役」を削除 平成21年1月14日議会運営委員会決定）
- (4) 副市長及び教育長は選任の際に、監査委員（議会選出の委員を除く。）については、新任時に限って挨拶を行うものとする。

（平成10年6月26日議会運営委員会決定）
（「収入役」を削除 平成21年1月14日議会運営委員会決定）

第3節 正副議長及び議員の挨拶

- (1) 議長の辞職に伴う議長選挙においては、旧新両議長が議場で挨拶するのを例とする。

（副議長も同じ。）
- (2) 市長退任挨拶を受け、議会を代表して議長が降壇して挨拶を行った例
 - ・松澤太郎市長に対して（S63・3定 9.16 P.184）
 - ・田中秀典市長に対して（H16.3定 9.29 P.227）
- (3) 副市長退任挨拶を受け、議会を代表して議長が降壇して挨拶を行った例
 - ・小木曾博人副市長に対して（H20・4定 11.26 P.75）
 - ・丸山達也副市長に対して（H23・2臨 5.13 P.33）
 - ・渡邊嘉蔵総括副市長に対して（H24・4定 11.28 P.77）
 - ・新庁舎となり、対面式の議場となったことから、議長が降壇せずに挨拶した例（H31・1定 3.20 佐藤副市長、R2・4定 12.18 木下副市長）
- (4) 議員任期満了前の第1回定例会閉会日において、議長が挨拶するのを例とする。

（H25・1定 p412 ほか）

第14章 慶弔

- (1) 北信越市議会議長会又は全国市議会議長会から永年勤続表彰を受けた議員があるときは、議長は、直近に到来する次の定例会の会期中に、議長室において表彰状を伝達し、議会を代表して祝辞を述べるのを例とする。

(平成19年5月28日議会運営委員会決定)

・受賞者多数により議員談話室で伝達した例 (H24・6・4)

- (2) 表彰状の伝達の際に、被表彰議員が2名以上ある場合は、勤続年数が長い順に行うものとし、勤続年数が同じである場合は、年長者から行うのを例とする。
- (3) 議員が死亡したときは、直近の議会（臨時会を含む。）の会議において黙祷を捧げ、その議員の所属する常任委員会の委員長が追悼の辞を述べるのを例とする。
- (4) 上記の場合、死亡した議員の議席に遺影と生花を飾り、遺族を傍聴席に招待するのを例とする。

(平成19年8月17日議会運営委員会決定)

- (5) 平成16年新潟県中越地震に際し、議場において議席の指定後に議長が哀悼の意を表し、黙祷した例 (H16・1臨 11.8 p5)
- (6) 平成23年東北地方太平洋沖地震に際し、議場において開議前に議長が哀悼の意を表し、黙祷した例 (H23・1定 3.24 p391)
- (7) 市立病院統括院長の逝去に際し、議場において開会前に議長が哀悼の意を表した例 (H23・4定 11.30 p27)
- (8) 市立病院名誉院長の逝去に際し、議場において開会前に議長が哀悼の意を表した例 (H27・3定 9.1 p27)
- (9) 平成28年熊本地震に際し、議場において開会前に議長が哀悼の意を表し、黙祷した例 (H28・2定 5.24 p25)

第15章 議会だより

第1節 発行

- (1) 年に4回発行する。議会活動全般及び委員会活動に関する事項を掲載し、一般質問については主な質問事項と答弁の内容を掲載する。掲載内容については、広報広聴委員会において十分な検討を行う。

(平成18年5月26日議会運営委員会決定)

(一部変更：平成22年1月13日議会だより編集委員会)

- (2) 議会だより掲載事項の例
- ・定例会及び臨時会の会期及び日程の概略
 - ・主な議案（議会議案を含む）の内容
 - ・常任委員会及び特別委員会の活動状況
 - ・請願・陳情の審議結果
 - ・一般質問・代表質問の質問内容と答弁の要旨

- ・議会人事
- ・議長・副議長の挨拶

(3) 議会だより臨時号発行の例

- ・昭和54年12月5日付け第36号（議員の年賀状交換の廃止の周知）
 - ・平成16年11月30日付け第146号（自治基本条例の制定に向けての市議会の取組み経過を周知）
 - ・平成19年4月1日付け「保存版」（自治基本条例の逐条解説）
 - ・令和2年5月12日付け第218号（新型コロナウイルス感染症対策特別号）
- ※委員会の改選時、会派構成の変更時など、2年に1度臨時号を発行する。

(4) 議会だより記念号発行の例

- ・平成6年10月26日付け「100号記念号」
- ・平成28年8月22日付け「200号記念号」

第2節 用字、段組等

- (1) 議会だよりを縦書きとする場合、数字は算用数字を用いて表記し、億、万、千、百、十の単位を入れるのを例とする

（平成21年7月10日議会だより編集委員会）

- (2) 議会だよりの文字の大きさを変更し、紙面の割付けを4段組とするのを例とする。

（平成13年6月5日議会だより編集委員会）

- (3) 議会だよりの紙面の段組みは、記事の内容に応じ、広報広聴委員会が定めることとした。

（平成18年7月23日議会だより編集委員会）

- (4) 文字フォントの拡大、一般質問ページの充実、表紙のリニューアル、裏表紙へのコラムの導入、QRコードの導入、委員会ページへの写真及び図表の取り入れの推進などのリニューアルのポイントを全員協議会で共有した。

（令和元年3月20日全員協議会）

第3節 記事の取扱い

- (1) 一般質問又は代表質問に関する記事には、質問者の氏名を掲載するのを例とする。（第132号から実施）

（平成13年7月13日議会だより編集委員会）

- (2) 一般質問及び代表質問の様子はケーブルテレビによる中継放送及び地元新聞社による報道により即日公表されていることに鑑みて、議会だよりに掲載する記事は、次のとおりとする。

ア 一般質問及び代表質問は、主な質問事項と答弁の内容についてのみ掲載する。この場合において、掲載する議員の順序は、本会議において質問を行った順とし、掲載スペースは、各議員に平等に割り当てよう配慮する。

イ 常任委員会における審査を中心に報ずることとし、原則として常任委員会に各1ページを割り当てて質疑・討論の主な内容を掲載する。

ウ 必要に応じ、議会運営委員会、特別委員会及び検討委員会に関する記事も掲載する。

（平成18年7月23日議会だより編集委員会）

（一部変更：平成22年1月13日議会だより編集委員会）

(3) 議会だよりにおける賛否の公開は次により行う。

ア 委員会における賛否の討論内容を議会だよりの委員会のページに掲載する。

イ 本会議において賛成討論・反対討論があった場合は討論の経過等の掲載をする。その際、委員会での討論内容が重複することとなるため、現在のページ内で広報広聴委員会が編集の仕方を工夫する。

(平成24年6月12日議会運営委員会決定)

第16章 議会ホームページ

(1) 議会ホームページ掲載事項は、おおむね次の事項とする

- ・次期定例会の日程
- ・請願及び陳情の手続
- ・議員名簿（議席番号順に氏名、会派、期数、所属常任・特別委員会）
- ・議会事務局の組織及び事務内容
- ・本会議、委員会、委員会協議会及び全員協議会の会議録（審査（審議）経過、説明資料及び審査（審議）結果等を含む。ただし、秘密会及び取り消された発言は公開しない。）
- ・市議会だより（過去1年分）
- ・問合せ先として、議会事務局の郵便番号、住所、電話番号、ファクス番号及びメールアドレス
- ・議会運営委員会で内定した議会日程と議案項目（内定後速やかに行う。）

(2) 次により議員による議会ホームページへの関与を行う。

ア 広報広聴委員会が議会ホームページの編集に関与する。

イ ホームページの編集については、掲載内容及び構成等を協議し、確認及び決定する。

ウ 委員会活動などの掲載には、常任委員会等の関与ができるものとする。

(平成15年9月29日議会運営委員会決定)

(一部改正：平成24年6月12日議会運営委員会決定)

第17章 本会議等のテレビジョン放送及びインターネット配信

第1節 本会議

(1) 株式会社飯田ケーブルテレビに委託して本会議の模様を放映することとし、平成17年第3回定例会から試行的に開始する。放映に当たっては、カメラマンが議場内に立ち入ることを了承する。

(平成17年8月24日議会運営委員会決定)

(2) 本会議の中継放送は、次のとおり行う。

ア 本会議の中継放送は、飯田ケーブルテレビに委託して放映する。

イ 放送日程は、次のとおりとする。

(ア) 生中継放送は、各会期における次の会議について行う。

a 初日（第1号会議）

b 一般質問、代表質問等（第2号及び第3号会議、第4回定例会にあつては第4号会議）

c 最終日（第4号会議、第4回定例会にあつては第5号会議）

(イ) 再放送は、次に掲げる日に、録画した会議内容のすべてを放送する。

a 初日及び閉会日 会議の日から最初に到来する土曜日の午前10時から放送する。

b 一般質問、代表質問等 会議の日から起算して最初に到来する土曜日の10時から1日目を、翌日の日曜日の10時から2日目（第4定例会においては3日目）を連続して放送する。

c 再放送は、前2項を原則とするが番組編成等によりフレキシブルに対応できることとする。

（平成19年1月29日議会運営委員会決定）

(3) インターネットを活用した映像配信を、以下により平成24年第4回定例会から実施する。

ア 本会議（代表・一般質問）の中継画像をインターネット配信する。

イ 配信業務は委託とする。

（平成24年9月5日議会運営委員会決定）

（一部改正（削除）：平成29年11月29日議会運営委員会決定）

第2節 委員会

(1) 飯田市議会の委員会が行う会議について、インターネットによる映像配信をするために、飯田市議会委員会インターネット映像配信実施要綱を定め、実施する。

（平成28年11月22日議会運営委員会決定、別途掲載）

第18章 議員報酬、費用弁償その他の給付

第1節 報酬及び期末手当

(1) 報酬、旅費その他の議員への給付に備え、あらかじめ、各議員の印鑑を議会事務局で預かるのを例とする。

第2節 費用弁償

(1) 費用弁償は、議員があらかじめ議会事務局へ届け出た通勤届により、本会議、常任委員会及び会議規則第159条に規定する協議等の場に出席した場合の交通費を飯田市特別職の旅費に関する条例の規定により支給するのを例とする。（平成25年4月現在）

(2) 前(1)の交通費は、自宅から市議会議事堂までの距離が2km以上ある議員に対して支給す

るのを例とする。

- (3) 前(1)の交通費は、バスを利用する議員にあっては、自宅の最寄りのバス停留所から会議等の開催場所の最寄りのバス停留所までの往復バス運賃の実費とするのを例とする。
- (4) 同一日に二以上の会議に出席した場合の交通費は、1往復分を支給する。
- (5) 議員の交通費は、「四半期分をまとめて現金で支給するのを例とする」としていたが、平成14年7月より、口座振替による支給を例とする。

第3節 現物給付（食事、茶菓子等）

- (1) 交通費を支給する会議が、おおむね午後7時以降に閉会、散会又は延会する場合に限り、夕食を現物給付するのを例とする。

第4節 新議員への給付及び貸与

- (1) 議員バッジは、新たに当選した議員に対してのみ現物給付する。
- (2) 議員バッジを紛失又は毀損した場合は、議員の負担において調達するのを例とする。
- (3) 新たに当選した議員に対して、上記のほか、おおむね次のものを支給するのを例とする。
 - ・当該年度の一般会計及び各特別会計の当初予算書
 - ・飯田市議会先例集、飯田市議会要覧
- (4) 新たに当選した議員に対して、おおむね次のものを貸与するのを例とする。
 - ・会派控室内のロッカー、ヘルメット

第5節 その他の給付

- (1) 議員が着用する防災服（上下及び帽子）の費用は、半額を議員の負担とし、半額を公費で支出するのを例とする。

第19章 議員の研修及び調査

- (1) 会派研修視察に事務局職員は随行しない。

（昭和58年9月13日議会運営委員会決定）

- (2) 議員の自家用車の公務使用については、下記の場合であって、かつ、保険加入をしているときに限り、議長がこれを承認することができる。

ア 会派研修に要する場合

イ 議長が特に必要であると認めた場合

（昭和61年9月22日議会運営委員会決定）

- (3) 地方自治法第100条第13項の規定による議員派遣は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 調査、研究等の活動全てについて、あらかじめ、包括的な内容で趣旨議決を行う。

イ 調査研究活動が具体化した時点で、「議員の派遣書」により、その都度議長の決定を受ける。

ウ 派遣結果等に関する報告は、議会運営委員会に対して行う。

（平成14年9月27日議会運営委員会決定）

- ・合併問題調査研究会、議会在り方研究会の調査研究活動のため議員派遣を議決
(H14.3定 9.27 p308)
- ・議会議案検討委員会の調査研究活動のため議員派遣を議決 (H15.2定 6.13 p54)
- ・広報広聴委員会の調査研究活動のため議員派遣を議決 (H26.1定 3.20 p399)
- ・議会改革推進会議の調査研究活動のため議員派遣を議決 (H26.3定 9.18 p425)
- ・広報広聴委員会の委員会活動のため議員派遣を議決 (H26.4定 12.18 p373)
- ・議会改革推進会議の調査研究活動のため議員派遣を議決 (H27.3定 9.29 p384)
- ・広報広聴委員会の調査研究活動のため議員派遣を議決 (H28.1定 3.18 p410)
- ・副議長等の会議出席のため議員派遣を議決 (H29.1定 3.23)、ほか

(4) 各常任委員会が所管する前年度予算の執行状況の確認及び事務事業評価に資するために、引き続き管内視察を実施する。

第20章 議会の出前講座

- (1) 飯田市議会出前講座実施要綱を定めることとする。
- ・飯田市議会が実施する議会出前講座について必要な事項を定める。
(平成29年3月7日議会運営委員会決定、別途掲載)

第21章 議員の政治倫理

- (1) 飯田市議会議員の政治倫理に関する内規を定めることとする。
- ・議会改革推進会議で協議した結果、条例制定はせず、各会派で合意した内容を議長決定の内規によるものとした。
(平成26年11月19日議長決定、別途掲載)
- (2) 政治倫理に関し問題があると思われる行為について協議する機関について
- ア 議員の政治倫理上問題があると思われる行為について協議する機関は、議会運営委員会とする。
- イ 前項の協議の手続は、議長の発議により、代表者会に諮った後、議会運営委員会において行う。
(平成26年11月19日議会運営委員会決定)

第22章 議会の災害対応

- (1) 飯田市議会災害対応指針を定めることとする。
- ・大規模災害などの発生時において、被災市民の救援と被害復旧のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすための災害対応指針を定める。
(平成26年2月16日議会運営委員会決定、別途掲載)
 - ・飯田市議会として、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年4月28日に「飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画」を策定。以降、改定を行った。
(令和2年4月28日議会運営委員会決定、別途掲載)
- (2) 新型コロナウイルス感染症が関係法令上の5類に移行し、また、感染症の社会生活に及ぼす影響が少なくなってきたことから、飯田市議会業務継続計画（議会BCP）の改定を行った。
(令和7年4月3日議会運営委員会決定、別途掲載)